	I	Р	通	信	網	サ	_	ビ :	ス	契	約	約	款	の	一部	改	正
				[改正]										[現 行]			
第1章	~第 15 章 (岡	各)								第1章	~第 15 章	(略)					
料金表										料金表							
通則 1~25 (略))									通則 1~25 (略))						
第1表 (略)										第1表 (略)							
第2表 工事費 1(略) 2 料金額 2-1		D								第2表 工事費 1(略) 2 料金額 2-1		トのもの					
	X	分			単位	次の ^利 額)	工事費の					X	分		単位		工事費の額 額 (かっこ内は税込
ア 基本工 事費	(ア) (イ)以外	の場合			1の工事ごとに 基本額 (略)	7	,500円 ((略)	8,250円)		ア 基本工 事費	(ア) (イ)	以外の場合	<u>.</u>		1の工事ごとに 基本額 (略)		0円 (4,950円) (略)
	(イ) 交換機等	等工事のみの	場合		1の工事ごとに	2	,000円(2,200円)			(イ) 交換	換機等工事	のみの場合		1の工事ごとに	1,00	0円 (1,100円)
(略)		(略)		(略)		(略)			(略)			(略)		(略)		(略)
ウ 回線終端装置工事費	屋内配線設備	の部分			1配線ごとに	9,	,400円(1	0,340円)		ウ 回線終 端装置工 事費	屋内配 線設備 の部分	マンショ ンタイプ に係る もの	移転等 上記以外のもの)	1 配線ごとに 1 配線ごとに		0円 (1,100円)
													75 (-) (1) 11.1.1.	. == (/>

回線終端装置の部分

移転等

, _	額)								額) (かつころは代込)
1 の工事ごとに 基本額 (略) 1 の工事ごとに	7,500円 (8,250円) (略) 2,000円 (2,200円)		ア 基本工 事費	(ア) (イ)以外の場合(イ) 交換機等工事のみの場合				1の工事ごとに 基本額 (略) 1の工事ごとに	4,500円 (4,950円) (略) 1,000円 (1,100円)
(略)	(略)		(略)			(略))	(略)	(略)
1配線ごとに	9,400円(10,340円)		ウ 回線終 端装置工	屋内配線設備			1配線ごとに	1,000円 (1,100円)	
	事費 の部分 に係る			上記	以外のもの	1配線ごとに	7,400円 (8,140円)		
					<u>上記以</u> 外のも	移 転 等	<u>(ア) (イ) 以外のも</u> の	1配線ごとに	2,500円 (2,750円)
					<u></u>	等	(イ) 設置する新たな 契約者回線に係る 通信速度種別に関 する品目が10Gタイ プであるもの	1配線ごとに	10,400円 (11,440円)
						上記	以外のもの	1 配線ごとに	10,400円 (11,440円)
1 装置ごとに	2,100円 (2,310円)	2,100円 (2,310円) 回線終端 分		回線終端装置の部分		移転	<u>(ア) (イ)及び(ウ)</u> 以外のもの	1装置ごとに	1,000円 (1,100円)
						等	(イ) 設置する新たな契約者回線に係る通信速度種別に関する品目が10 G タイプであるもの	1装置ごとに	2,100円 (2,310円)

		/m/z \	(m/z)	(mer.)
		(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
エ 機器工 事費	(略)			(略)
TR	(イ) 配線設備多重装置	(略)	(略)	(略)
		上記以外のもの	1の工事ごとに	9,400円 (10,340円)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)		

2-2 (略)

第3表 (略)

別表1~別表3 (略)

附 則(令和6年1月22日経企第3668号)

(実施期日)

1 この改正規定は令和6年2月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった I P通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(ドコモ光移転工事費割引施策の適用)

3 当社は、この改正規定実施の日から令和6年5月29日までの間において、第1種契約(通信速度種別に係る品目が10Gタイプのものを除きます。)に係る契約者回線の移転(設置場所住所の変更がないものを除きます。)に係る請求(その請求と同時にそのIP通信網サービスの品目を変更する請求をするときを除きます。)を承諾した場合であって、令和6年11月30日までにその承諾に基づく工事を完了したときは、契約者回線に係る回線終端装置工事費について料金表第2表(工事費)2(料金額)に規定する料金額に代えて、次表に規定する額を適用します。

				工事費の額
		区分	単位	次の税抜額(かっこ内は税込 額)
ウ回	回線終	屋内配線設備の部分	1配線ごとに	500円(550円)

		<u> </u>	(ウ) 第2種契約に 係る契約者回線の 移転であって、その移 転と同時にその契約 者回線に係る通信 速度種別に関する品 目を10 G タイプから 10 G タイプ以外へ変 更するもの	1装置ごとに	2,100円 (2,310円)
			(略)	(略)	(略)
			(略)	(略)	(略)
エ 機器工 事費		(略)			(略)
74	(イ) 配線設備多重	装置	(略)	(略)	(略)
			上記以外のもの	1の工事ごとに	7,400円 (8,140円)
(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
			(略)		

2-2 (略)

第3表 (略)

別表1~別表3 (略)

端装置工	回線物帯技業の部分	1 壮聖ブレニ	1,000円(1,100円)	
事費	回線終端装置の部分	1 表直ことに		

4 当社は、この改正規定実施の日から令和6年5月29日までの間において、第2種契約に係る契約者回線の移転(設置場所住所の変更がないものを除きます。)に係る請求を承諾した場合であって、令和6年11月30日までにその承諾に基づく工事を完了したときは、契約者回線に係る回線終端装置工事費について料金表第2表(工事費) 2 (料金額)に規定する料金額に代えて、次表に規定する額を適用します。

		W/45	工事費の額
	区分	単位	次の税抜額(かっこ内は税込 額)
ウ 回線終 端装置工	屋内配線設備の部分	1 配線ごとに	1,000円(1,100円)
事費	回線終端装置の部分	1装置ごとに	500円(550円)

(ドコモ光工事費無料キャンペーンの適用)

- 5 当社は、この改正規定実施の日から令和6年5月29日までの間において、次のいずれかに該当する申込みを承諾した場合であって、令和6年11月30日までにその承諾に基づく工事を完了したときは、契約者回線に係る工事費のうち、料金表第2表(工事費)2 (料金額)に規定する基本工事費、交換機等工事費、回線終端装置工事費の支払いを要しません。
- (1) 第1種契約(基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものに限ります。) に関する接続方式に係る品目をLAN方式 又はVDSL方式から光配線方式へ変更するとき。
- (2) 第1種契約(基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものであって、接続方式に係る品目がLAN方式若しくはVDSL方式であるものに限ります。)に係る一般契約の解除と同時に新たに第1種契約(基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものであって、接続方式に係る品目が光配線方式であるものに限ります。)に係る定期契約を締結するとき、又は第1種契約(基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものであって、接続方式に係る品目がLAN方式若しくはVDSL方式であるものに限ります。)に係る定期契約の解除と同時に新たに第1種契約(基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものであって、接続方式に係る品目が光配線方式であるものに限ります。)に係る一般契約を締結するとき。
- (3) 特定 F T T H 事業者(東日本電信電話株式会社に限ります。)が定める契約約款に規定する契約(メニュー 5 2 における 提供の形による細目が II-1 型のものであって、契約者回線の態様による細目がグレード 1-2 型又はグレード 2 のものに限ります。)について、サービス転用により、当社と I P 通信網契約(第1種契約(基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものであって、接続方式に係る品目が光配線方式であるものに限ります。)を締結するとき。
- (4) 当社以外の電気通信事業者が提供する I P通信網サービスに係る契約 (通信速度種別に係る品目が10 G タイプ以外及び基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものであって、接続方式に係る品目が L A N方式又は V D S L 方式であると当社が認めるものに限ります。) について、事業者変更を利用して当社と I P通信網契約 (第1種契約 (基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものであって、接続方式に係る品目が光配線方式であるものに限ります。) を締結するとき。

音 声 利 用 I P 通 信 網 サ - ビ ス 契 約 約 款 の - 部 改 正

第1章	章~第15	章 (略)				第1	章~第日	15章 (略)			
金表						料金表					
則						通則					
~18 (略						1~18 (I					
1)~(注	2) (略	₹)				(注1)~(注	E2) ((略)			
1表 (略	롤)					第1表(烙)				
2表 工事						第2表 工					
1 (略)						1 (略 2 料金					
		2 以外のもの						- 2以外のもの			
					工事費の額						工事費の額
		区	分	単位	次の税抜額(かっこ内は税 込額)			区	分	単位	次の税抜額(かっこ内は私込額)
	(ア) (1	(ア) (イ)以外の場合		1の工事ごとに		ア基本	(ア)	(イ)以外の場合		1の工事ごとに	
工事費				基本額(含)	<u>7,500円 (8,250円)</u> (略)	工事費				基本額(mg)	4,500円 (4,950円)
-	(イ) 交	換機等工事のみ	の場合	(略) 1の工事ごとに	2,000円 (2,200円)		(1) 3	交換機等工事の	みの場合	(略) 1の工事ごとに	(略) 1,000円 (1,100円)
(略)		(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)
2 – 2	2 利用(の一時中断に関す	る工事		工事費の額	2 –	2 利月	月の一時中断に[対する工事		工事費の額
		区	分	単位	次の税抜額(かっこ内は税込額)			区	分	単 位	次の税抜額(かっこ内は込額)
1) 利用の 中断の工		時 ア 基本工事費		1の工事ごとに	2,000円 (2,200円)	(1) 利用の		ア 基本工事	費	1の工事ごとに	1,000円(1,100円
中間の工	.Ŧ	(略)	(略)	(略)	(略)	十四のユ	LŦ	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)		(略)	(略)			(略)		(略)	(略)
3表~第5	5表 (8	<u></u> 各)				第3表~第	5表	(略)			
- 10	- 14 (-										
表1~別割	表6 (日	各)				別表 1 ~別	表6	(略)			

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和6年2月1日から実施します。 (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった音声利用 I P通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。